高砂市規則第17号

高砂市文化振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高砂市文化振興条例(平成23年高砂市条例第12号)第 5条第5項に規定する高砂市文化振興審議会(以下「審議会」という。)の組織 及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 文化に関する団体から推薦された者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は 説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康文化部くらしと文化室文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にか かわらず、市長が招集する。